

雇用保険

マルチ ジョブ ホルダー 制度 とは？

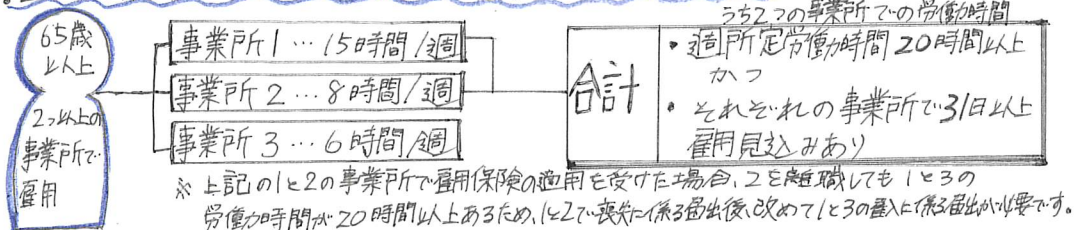
いつもお世言になっております。

令和4年1月1日より65歳以上の方が対象である「雇用保険 マルチジョブホルダー制度」が施行されますので 根拠をご案内させていただきます。

従来の雇用保険制度は主たる事業所での労働条件が週所定労働時間20時間以上かつ、31日以上の雇用見込等の適用条件を満たす場合に適用されます。

これに対し、雇用保険 マルチジョブホルダー制度は、以下の要件を満たす場合に適用されます。

1. 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
2. 2つの事業所(1つの事業所における週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満)の労働時間を合算して、1週間の所定労働時間が20時間以上であること
3. 2つの事業所それぞれの雇用見込が31日以上であること



※ マルチジョブホルダーは最初の加入については、申し出による申請となるため、該当する方が必ず加入しなければならない制度ではありません。

※ 手続きは基本的にはこの様による手続きになりますが、加入や喪失の手続きは事業主様の協力が必要となります。

※ 現在すでに1つの事業所で雇用保険に加入されている方は対象外となります。

いかかでしょうか。対象の方は少ないかと考えておりますが、個人的にはぜひこの制度という印象です。試行的な実施のため、施行5年をめに効果などを検証するため、取得者に対してアンケートも行う予定です。

メールマガジン配信希望の方は下記のメールアドレスまでご連絡ください。